八　当該指定化学物質等の物理的化学的性状 九　当該指定化学物質等の安定性及び反応性 十　当該指定化学物質等の有害性 十一　当該指定化学物質等の環境影響 十二　前四号に定める事項の内容の要約 十三～十六　［略］ （第三条各号に定める事項の記載の方法） **第四条**　指定化学物質等取扱事業者は、前条の性状取扱情報について、日本産業規格（産業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）第二十条第一項に規定する日本産業規格をいう。以下同じ。）Ｚ七二五三に適合する記載又は記録を行うよう努めるものとする。 ２　第三条各号に掲げる事項は、邦文で記載又は記録するものとする。 ３　第三条第一号イ⑷に定める当該製品の質量に対する含有指定化学物質の第一種指定化学物質量、特定第一種指定化学物質量又は第二種指定化学物質量のそれぞれの割合は、当該割合の上位二けたを有効数字として算出した数値により記載又は記録するものとする。	八　当該指定化学物質等の物理的化学的性状 九　当該指定化学物質等の安定性及び反応性 十　当該指定化学物質等の有害性 十一　当該指定化学物質等の環境影響 十二　前二号に定める事項の内容の要約 十三～十六　［略］ （第三条各号に定める事項の記載の方法） **第四条**　指定化学物質等取扱事業者は、前条の性状取扱情報について、日本産業規格（産業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）第二十条第一項に規定する日本産業規格をいう。以下同じ。）Ｚ七二五三に適合する記載（法第十三条第一項又は第二項の規定により磁気ディスクをもって提供する情報にあっては、記録）を行うよう努めるものとする。 ２　第三条各号に掲げる事項は、邦文で記載（電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。）により記録することを含む。次項において同じ。）するものとする。 ３　第三条第一号イ⑷に定める当該製品の質量に対する含有指定化学物質の第一種指定化学物質量、特定第一種指定化学物質量又は第二種指定化学物質量のそれぞれの割合は、当該割合の上位二けたを有効数字として算出した数値により記載するものとする。
備考　表中の［　］は注記である。	

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○経済産業省令第三十六号

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和三年法律第三十七号）の一部の施行に伴い、並びに割賦販売法（昭和三十六年法律第百五十九号）第三十五条の三の四十三第一項第十号の規定に基づき、及び同法の規定を実施するため、割賦販売法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年三月三十一日

経済産業大臣　萩生田光一

割賦販売法施行規則の一部を改正する省令

割賦販売法施行規則（昭和三十六年通商産業省令第九十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（業務規程の記載事項） **第百十三条**　法第三十五条の三の四十三第一項第十号の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。 一～六　［略］ 七　個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第三十七条第一項に規定する開示等の求めに係る措置に関する事項 八～十二　［略］	（業務規程の記載事項） **第百十三条**　法第三十五条の三の四十三第一項第十号の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。 一～六　［略］ 七　個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第二十九条第一項に規定する開示等の求めに係る措置に関する事項 八～十二　［略］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	